

**「成長投資を促進するための金融戦略－資産運用立国のアップグレード－」
(令和8年7月21日内閣官房策定) (抜粋)**

3. 国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

3－1. アセットオーナーの機能向上

(3) 大学においては、金融経済や社会環境が変化する中、海外の大学のように計画的な資産運用により財源を多様化し、財務の安定性を確保していくことが重要である。各大学の状況は区々であるが、各大学の取組を後押しすべく、以下を実施する。

(14 ページ)

- ① 大学における資産運用の促進・高度化に向け、これから運用開始を検討する大学と既に一定レベルの運用を実施する大学別に、双方の参考となる資産運用ガイドブックを策定し、全国の大学へ普及・展開する。また、体制整備や運用面での好事例を収集し、横展開を実施するとともに、アセットオーナー・プリンシプルの受入促進を図る。
- ② 世界最高水準の研究大学の実現に向けて科学技術振興機構（大学ファンド）の支援対象となる国際卓越研究大学の認定においては、次期募集を行う場合、アセットオーナー・プリンシプルの受入状況を認可要件に盛り込む。また、認定に際して資産運用ポートフォリオや運用方針の妥当性を十分に確認するとともに、認定後もこれらの状況について深度あるモニタリングを定期的に行う。
- ③ 単独では体制構築が困難な大学においては、他大学との共同運用や外部専門家の知見活用（OCIO サービス等）も選択肢となる。これらに関し、大学や金融機関の意見も聞きつつ障害となっている点がないか点検し、必要に応じ環境整備を行う。例えば、法令や当局認定により実施可能な運用内容が異なる国立大学が運用高度化に向けて円滑に共同運用をすることができる環境整備を検討する。
- ④ 私立大学の会計基準（文部科学省令）では、国立大学と異なり、原則、有価証券を時価ではなく取得価額で評価する旨規定されている。計算書類の注記として時価情報を記載することとなっているが、「債券」、「株式」、「投資信託」、「その他」という大括りでの記載であり、また、時価の経年変化が明らかでないなどの課題がある。このため、私立大学の資産運用・リスク管理の高度化に向けて、時価情報の記載を充実させるなど時価管理を促す仕組みを含め、私立大学における会計上の有価証券の取扱いの在り方の見直しを検討する。